

（尾灯）

第128条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 尾灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上で照明部の大きさが15cm²以上（平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える尾灯にあっては、光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上）であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。

二 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

三 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向45°の平面（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては内側方向20°の平面）及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

四 尾灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる尾灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯

三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯

3 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 尾灯は、前条第3項第1号の基準に準じたものであること。

- 二 自動車（側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下（二輪自動車に備えるものにあつては地上1.5m以下）、下縁の高さが地上0.35m以上（二輪自動車に備えるものにあつては地上0.25m以上）となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35m以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さとなるように取り付けられていること。
- 三 側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。
- 四 自動車（二輪自動車を除く。）の後面の両側に備える尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
- 五 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）。
- 六 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。
- 七 尾灯は、点滅するものでないこと。
- 八 尾灯の直射光又は反射光は、当該尾灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 九 尾灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
- 十 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（尾灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの後部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- 十一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の

自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。）であって、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあっては、第2号の基準は適用しない。この場合において、尾灯のH面の高さが地上2,100mm以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上2,500mmを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える尾灯が左右2個ずつであり、下側に備える尾灯にあつては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上2,100mm以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上側に備える尾灯にあつては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4 次に掲げる尾灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯

三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯